

2023年度 株式会社 ベストランス 運輸安全マネジメント実施計画書

項目	内 容	実施結果の評価	次年度の改善計画
安 全 営 業 に 対 し て の 責 任 の 基 本 的 な 輸 送 方 針	<p>1. 経営者の責務</p> <p>(1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る</p> <p>(2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる</p> <p>(3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により、継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施及び管理の状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う</p> <p>2. わが社の輸送の安全に対する基本的な方針</p> <p>(1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み絶えず安全性の向上を図る</p> <p>(2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する</p> <p>(3) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する</p> <p>(4) 参加・体験・実践型の研修・指導等の実施により、運転者の能力向上を図る</p> <p>(5) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する</p>		
基 本 方 針 達 成 の 具 体 的 な 目 標 ・ 計 画	<p>1. 目標の設定 【公表事項】（※重点事項）</p> <p>(1) 交通事故の減少目標</p> <p>ア. 重大事故 0件</p> <p>イ. 車両事故 前期比半減 16件以内</p> <p>(2) 輸送の安全に関する投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講習費、会議費 100千円</li> <li>・無事故表彰 2,863千円</li> <li>・参加者交通費、宿泊費用 360千円</li> <li>・試験、書籍、運転記録証明 228千円</li> <li>・安全運転支援機器 7,137千円 (車載端末、バックイ、ドライブレコーダー)</li> <li>・DX化による法令強化 8,000千円</li> </ul> <p>・グリーン経営 450千円</p> <p>*計画 19,138,000円</p> <p>2. 目標達成のための計画</p> <p>(1) 運行管理体制の充実強化</p> <p>ア. 点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立するとともに適任者を育成し選任する</p> <p>イ. 経営トップは運行管理者の業務（19項目）の実施状況について、その適否を適宜確認し指導監督する</p> <p>ウ. 過労運転の防止を図るため、運行管理者に対して個々の運転者の拘束時間・運転時間連続運転時間・休憩時間・休息期間等の労働時間等を把握管理させる</p> <p>(2) 教育及び研修の充実強化（※重点事項）</p> <p>ア. 運転者等の年齢、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設等を活用し人材育成を図る</p> <p>イ. 年1回、全運転者の「運転記録証明書」を取り寄せ、個別指導に活用</p> <p>ウ. 教育・研修については、点呼等の機会を捉えて意思疎通を十分図るとともに、運転者の特性や運行実態等を踏まえ、運転者からの安全対策の提案を踏まえて実施する</p> <p>エ. 運行管理者資格者証の取得者又は、運行管理者基礎講習の受講者を積極参加させる。</p> <p>(3) 運転者台帳を確実に作成（補正）し、運転者の安全管理に活用する</p> <p>(4) 初任運転者の採用に際しては、初任診断（義務）を受診させるほか、「運転記録証明書」を活用して個別指導する</p> <p>(5) 輸送の安全に関する情報（事故事例、ヒヤリハット事例）を運転者等が共有するため事例の掲示及び事故防止研修会をタイムリーに開催する</p> <p>(6) 輸送の安全推進に係る行事等を計画する（拠点毎 安全講習会の開催／安全対策会議の定期的開催）</p>		
安 全 マ ネ ジ メ ン ト の 適 切 な 実 施	<p>1. 安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める</p> <p>2. 安全マネジメントを実施するに当たり、相互に密接に関連する他の事業者がある場合は緊密に協力し安全性の向上に努める</p>		
事 故 発 生 時 の 改 善 策	<p>1. 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取り締まり等を受けた場合は速やかに、原因を分析し、改善方策を立て全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る</p>		
情 報 公 開 等	<p>1. 安全管理規程等義務付け対象事業者【200両以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送の安全に関する基本的な方針</li> <li>・輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況</li> <li>・自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（前年度の総件数及び事故類型別の事故件数）</li> <li>・輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統</li> <li>・輸送の安全に関する重点施策</li> <li>・輸送の安全に関する計画</li> <li>・事故、災害等に関する報告連絡体制</li> <li>・輸送の安全に関する教育及び研修の計画</li> <li>・輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容</li> <li>・輸送の安全に関する予算等の実施額</li> <li>・安全統括管理者、安全管理規程</li> </ul> <p>2. 事業者は、輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅滞なく公表すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送の安全確保命令</li> <li>・事業改善命令</li> <li>・自動車その他の輸送施設の使用停止処分</li> <li>・事業停止処分</li> </ul>		
記 録 の 管 理	<p>1. マネジメントの実施状況が分かるように記録、保存する</p> <p>輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック（評価）の結果（目標の達成状況）その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する</p>		